特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
5	国民健康保険に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

境港市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの 取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等 の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、 もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣 言する。

特記事項

評価実施機関名

境港市長

公表日

令和4年3月18日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 国民健康保険に関する事務 国民健康保険法に基づき、被用者保険の適用者以外の市町村の区域内に住所を有する者すべてを 被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。また、国民健康保険 事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を含む。)に充てるた め、世帯主から保険料を徴収している。 国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の 規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 ③保険給付の支給 4保険医療機関等への一部負担金に係る措置 5保険給付の一時差止め ⑥徴収に係る納税通知書、納付書(納入書)及び課税明細書等の通知書の発行 ⑦証明書等の証明書の発行 8口座登録 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオ ンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同し て「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または ②事務の概要 提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬 支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国 民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、 オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別 符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から 再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」 という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 <オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等 事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受 けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管 理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して 医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの 委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報 提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報と オンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付 け情報の提供を行う。 国民健康保険システム、 国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)、 収納管理システム、滞納整理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、 ③システムの名称 医療保険者等向け中間サーバー等 *国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群 と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。 2. 特定個人情報ファイル名 被保険者台帳情報ファイル、 賦課情報ファイル、 給付情報ファイル、 収納情報ファイル、 統合宛名ファイル 3. 個人番号の利用 番号法 第9条第1項 及び 別表第一 16、30の項 番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条 <オンライン資格確認の準備業務> 法令上の根拠 ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 及び 別表第一 30の項 ・番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条

・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定				
②法令上の根拠	(特定個人情報の提供) 番号法 第19条第8号 及び 別表第二 1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、120の項 (特定個人情報の照会) 番号法 第19条第8号 及び 別表第二 27、42、43、44、45の項 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)				
5. 評価実施機関における	・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項				
①部署	境港市 市民生活部 市民課				
②所属長の役職名	市民課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
請求先	〒684-8501 鳥取県境港市上道町3000番地 境港市 総務部 総務課 電話 0859-47-1007				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	〒684-8501 鳥取県境港市上道町3000番地 境港市 市民生活部 市民課 電話 0859-47-1036				

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			12年4月30日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和	12年4月30日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果 しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	書の種類		
_	項目評価語		£	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価美別 されている。	他機関につ	いては、それそれ』	L .京坝日部	『価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(ヤ	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く。)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	の委託		[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	青報提供ネットワー	クシステム	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・決	肖去			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
8. 監査				
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓	各 発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更箇	所				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	Ⅰ-1-③ システムの名称	国民健康保険システム、国保連合会システム、 収納管理システム、滞納整理システム、団体内 統合宛名システム、中間サーバー	国民健康保険システム、国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)、収納管理システム、滞納整理システム、同体内統合宛名システム、中間サーバ・国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事前	
令和1年6月26日	I -5-2	市民課長 佐々木真美子	市民課長	事後	様式の変更に伴う修正
令和1年6月26日	II-1, II-2	平成29年1月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	様式の変更に伴う修正
令和1年6月26日	IV	なし	新規追加	事後	様式の変更に伴う修正
令和2年4月30日		国民健康保険法に基づき、被用者保険の適用 者以外の市町村の区域内に住所を有する者す べてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又 は死亡に関し必要な給付を行っている。ま た、国民健康保険事業に要する費用後期高齢 者を強力にある。したである。世帯主から保険料 を徴収している。 国民健康保険法及び行政手続における特定 の個人を調かするための番号の利用等に関す る法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを 次の事務に利用する。 ①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申 出)の受理・申請等(平6系事楽審査又は申請 に対する応答 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受 必者証率のを推証明書の交付・返還 受理 ③保険給付の支給 ④保険経付の事発上的 ⑤保険給付の事発上的 ⑤保険に係る神段通知書、納付書、納入書)及 び課候時間無審等の通知書の発行 ③正位の事務を ⑥を関いに係る神段通知書、納付書、納入書)及 び証明書等の通知書の発行 ③正位の事務を ②で証明書等の通知書の発行	左記に、オンライン資格関連業務を追加	事前	18.47 S. L. 15 H. 7 19 L.
令和2年4月30日	I-1-③	び国保情報集約システム(以下「国保総合(国	ム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)、	事前	
令和2年4月30日	1-3	番号法第9条第1項 及び 別表第一 16、30の項番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条	番号法 第9条第1項 及び 別表第一 16、30の 項 番号法 別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第16条、第24条 〈オンライン資格確認の準備業務〉 ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 及び 別表 第一項番30 ・番号法 別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2 項	事前	
令和2年4月30日	I-4-@	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第7号 及び 別表第二 1、2、3、 4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、46、 58、62、80、87、88、93、97、106、120の項 (特定個人情報の照金) 番号法第19条第7号及び別表第二 27、42、 43、44、45の項	(特定個人情報の提供) 番号法 第19条第7号 及び 別表第二 1, 2, 3, 4, 5, 9, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 120の項 (特定個人情報の照会) 番号法 第19条第7号 及び 別表第二 27, 42, 43, 44, 450項 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号法 附則第6条第4項 利用目的:情報連接のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項長	事前	
令和2年4月30日	II-1, II-2	平成31年3月31日時点	令和2年4月30日時点	事前	
令和4年3月18日	I-4-②	4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、120の項 (特定個人情報の照会) 番号法 第19条第7号 及び 別表第二 27、42、 43、44、45の項 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)	43、44、45の項 (オンライン資格確認の準備業務)	事後	番号法改正による修正 令和3年9月1日より施行
		1			
			i l		